

2025年2月

次世代 AI 人材育成プログラム(博士後期課程学生)

募集要項【2025年度(令和7年度)春】

本学は、国立研究開発法人科学技術振興機構国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代 AI 人材育成プログラム(博士後期課程学生)に採択され、2024年度から、次世代 AI 分野に資する研究開発に取り組もうとする優秀な博士後期課程相当の学生に、給付型の支援経費(生活費相当額及び研究費。以下「研究奨励費等」という。)を支給することになりました。本プロジェクトの概要等は以下のとおりであり、本要項において、2025年度(令和7年度)の本プロジェクトの採用に関し必要な事項を定めます。

■事業の目的

- ・博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- ・生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備し、次世代 AI 分野における高度な専門性と研究遂行能力を持った研究者へ育成する
- ・優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材に導く

■本学における取り組み

- ・プロジェクトの題目
「学際的次世代 AI イノベーション人材育成プロジェクト」
- ・事業統括
鈴木 健嗣 システム情報系教授

■事業期間

- ・2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)

1. 申請対象者、採用人数、採用期間

(1-1)申請区分 A

課程	対象	採用人数	採用期間
① 区分制博士後期課程	2025年4月 1年次入学者	12名	2025(令和7)年4月 ～ 2028(令和10)年3月 (3年間)
② 3年制博士課程	2025年4月 1年次入学者		
③ 一貫制博士課程 (医学の課程を除く)	2025年4月の3年 次編入学者、または 一貫制博士課程に 在籍中で修了まで の標準修業年限の 残期間が3年の者 で、中間評価等合 格済の者		
④ 医学の課程	2025年4月 1年次入学者		2025(令和7)年4月 ～ 2029(令和11)年3月 (4年間)

*ただし、毎年度継続のための申請及び審査を行います。

なお、休学等により修学期間が延長になった場合でも、採用期間は上記のとおりです。

また、渡日できていない留学生も申請可能です。ただし、採用となり受給開始までに渡日ができなかった場合は、採用取り消しになります。

(1-2) 申請区分 B

課程	対象	採用人数	採用期間
① 区分制博士後期課程	修了までの標準修業年限の残期間が2年の者	若干名	2025(令和7)年4月 ～ 2027(令和9)年3月 (2年間)
② 3年制博士課程			
③ 一貫制博士課程(医学の課程を除く)	修了までの標準修業年限の残期間が2年の者で、中間評価等合格済の者		
④ 医学の課程	修了までの標準修業年限の残期間が2年の者		

*ただし、毎年度継続のための申請及び審査を行います。

なお、休学等により修学期間が延長になった場合でも、採用期間は上記のとおりです。

(1-3) 申請書類

① 研究奨励費等支給対象学生研究計画書:指定様式

*研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として30年後、50年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

② 特別研究員(DC)申請書に準じた書類:指定様式

*日本学術振興会(JSPS)の特別研究員(DC)申請書(申請内容ファイル)に準じた様式により、「研究計画」、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」、「研究遂行力の自己分析」、「目指す研究者像等」について、記載してください。

③ 社会人特別選抜での入学者、入学時に有職であった者、及び社会人対象プログラム在籍者については、前年の源泉徴収票等、収入がわかるものを提出してください。

2. 対象外の者(全申請区分共通)

2024(令和6)年度において、次に該当する者は対象外とする。

① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)として採用されている者

② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者

③ 母国政府からの奨学金等の支援を受けている者

④ 生活費に係る十分な水準(240万円以上/年)の奨学金を得ている者

⑤ 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者

⑥ 2024年4月現在休学中の者

*適切な監督の下、学生自身の研究活動に支障のない範囲でTA・RA(JST 創発的研究支援事業RA含む)活動等を行い、その適正な対価を受給することは妨げない。

3. 応募要件

- ・「AI分野及びAI分野における新興・融合領域(次世代AI分野)」に資する研究を行う学生
- ・多様なキャリアパスの開拓に意欲ある学生
- ・SDGsの実現や科学技術イノベーションの創出に貢献できる研究等の実施を通じ、主体的に独創的かつ学際的な教育研究に励むこと
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること、企業等の外部の関係者との交流会等や本学の博士後期課程学生同士の集いに積極的に参加すること、積極的に

海外留学等により海外での研究環境に身を置くなど、企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めること

4. 研究奨励費等

年額 390万円 (生活費相当額 240 万円、研究費 150万円)

* JST からの予算措置の状況により、研究奨励費等支援金額が変更となる場合があります。

5. 提出先

筑波大学公募支援システム u-Rad に本学統一認証 ID を用いてログインの上、下記提出期間中に提出すること。

<https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp>。

【筑波大学】2025 年度春 博士後期課程学生支援プロジェクト SPRING & BOOST

<AY 2025 Spring> Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation (SPRING) & Next-Generation AI Innovative Human Resource Development (BOOST)

https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support_id=aBMVSVWU686PZlxtlDcm0w%3D%3D

申請書は PDF データ (ファイル名は「申請区分 A 又は B、学籍番号、氏名、学位P名」とする) で、提出すること。

6. 提出締め切り

2025 年 4 月 8 日 (月) ~ 2025 年 4 月 14 日 (月) 0:00 (厳守)

7. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須

- ・研究倫理 e-learning APRIN eラーニングプログラム (CITI Japan) を受講すること。
(受講方法は採用者に別途お知らせします)
- ・毎月月末に研究経過報告書、当該年度の研究終了時に終了報告書を提出すること。
- ・本プログラムが主催する研究発表会へ参加すること。
- ・JST が採用された学生に直接フォローアップを行うために、大学からメールアドレスを JST に提供することへ同意すること。
- ・採用者には修了後、キャリアに関する追跡調査を 10 年以上行うことが、JST から大学に求められているため、JGRAD へ登録すること。
- ・ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへ登録すること。
- ・若手研究者のためのマッチング・システム「PhD × FUTURE.」に登録すること。
- ・大学院共通科目を 1 単位以上修得すること。

(2) 可能な限り履行

以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めること。

- ・海外への留学等 (海外留学に相当する機会を含む) すること。
- ・学内ミニキャンプ (仮称。1~2 週間程度の宿泊を伴う協働学修 & 交流会) による日本人学生と留学生の相互交流会等へ参加すること。
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること。
- ・JST 主催の大学横断博士後期課程学生交流会へ参加すること。
- ・その他、事業統括から指示があった事業へ積極的に参加すること。

8. 支援の取り消し

事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行うが、改善が見込めないと判断した時は、採用を取り消す。

- ・本プログラムで課している義務が遂行されていない
- ・研究計画どおり進んでいない

なお、研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させる。

9. その他

- (1) 採用者には修了後、キャリアに関する追跡調査を10年以上行うことが、JSTから大学に求められているため、採用者は大学への報告が義務付けられます。
- (2) 研究奨励費等支給対象学生に採用された者は、ホームページ等で氏名等を公表します。
- (3) 研究奨励費等のうち、生活費相当額は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。

【参考】

- (1) 所得税…税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が48万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年の所得に応じて、翌年の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者…生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

10. 本件に関する問い合わせ先 筑波大学学生部学生生活課
e-mail: gk.jst-spring@un.tsukuba.ac.jp